

# 学会策定ガイドラインとの比較

宗教的輸血拒否に関するガイドライン (H20.2 合同委員会報告)		宗教上の理由による輸血拒否への対応について (H6.4 倫理委員会報告)	
18歳以上 判断能力あり	<p>人格権として保障 (H12.2判例)</p> <p>輸血しない (免責証明書提出)</p> <p>転院勧告</p>	成人 (満18歳以上)	<p>人格権として保障 (H12.2判例)</p> <p>輸血しない (免責証明書提出)</p>
15歳以上 18歳未満	<p>(1) 本人希望・親権者拒否 → 輸血 (輸血同意書提出)</p> <p>(2) 本人拒否・親権者希望 → 最終的に必要な場合、輸血 (輸血同意書提出)</p> <p>(3) 本人拒否・親権者拒否 → 輸血しない/転院勧告</p>	高校生	<p>輸血しない (免責証明書提出)</p> <p>但し事例に則して、成人よりもさらに慎重に対応</p>
15歳未満 判断能力なし	<p>(1) 親権者双方の拒否 → 最終的に必要な場合、輸血 (輸血同意書提出)</p> <p>同意が全く得られず、治療行為を阻害する場合</p> <p>児童相談所へ虐待通告 親権喪失申立・親権者の職務停止処分</p> <p>親権代行者の同意により輸血 (H17.2, H18.7判例)</p> <p>(2) 一方の親権者希望 一方の親権者拒否 → 一方の同意に基づき輸血 (輸血同意書提出)</p>	小・中学生	<p>(1) 本人拒否・両親拒否 → 生命に危険が迫った場合は輸血もやむを得ない (免責証明書提出)</p> <p>(2) 患者・両親の一方が拒否、一方が希望 → 行わざるを得ない場合は輸血 (同意提出)</p> <p>(3) 本人拒否・両親希望 → 輸血を行わざるを得ない</p> <p>(4) 本人希望・両親拒否 → 輸血 (承諾書提出)</p> <p>(5) 患者意思決定不可・両親拒否 → 生命に危険が迫った場合は輸血もやむを得ない (免責証明書提出)</p> <p>(6) 患者意思決定不可・両親の一方が拒否一方が同意 → 一方の親の同意に基づき輸血 (輸血同意書提出)</p> <p>(7) 患者意識障害 → 生命に危険が迫った場合は輸血もやむを得ない (免責証明書提出)</p>
		乳幼児	<p>(1) 両親拒否 → 生命に危険が迫った場合は輸血もやむを得ない (免責証明書提出)</p> <p>(2) 両親の一方が拒否、一方が希望 → 一方の親の同意に基づき輸血 (輸血同意書提出)</p>

< 未成年への輸血の基本的な考え方 >  
 なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば輸血する。  
 状況によっては児童相談所への虐待通告をした上で、親権喪失を申し立て、親権者の職務停止処分を受けて、親権代行者の同意による輸血を行う。

社会的背景の変化  
 (児童虐待対策の流れや判例等)

< 未成年への輸血の基本的な考え方 >  
 輸血をしないで最大限の努力をするが、子どもの生命に危険が差し迫った場合、命を守るため輸血を行うこともやむを得ない。